

医企第1669号
令和6年10月7日

一般社団法人神奈川県精神科病院協会会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部長
(公 印 省 略)

病床整備に関する事前協議について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、神奈川県保健医療計画推進会議の意見等を踏まえて、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的として、別添の内容により病床整備に関する事前協議を行うこととしました。

つきましては、貴会会員に周知していただきますようお願いいたします。

問合せ先

医療企画課法人指導グループ 東浦

電話 (045)210-4869 (直通)

令和6年度 病床整備に関する事前協議について

病院を開設若しくは増床するとき、または、診療所に病床を設置若しくは増床するときは、開設許可等の申請の前に各保健所設置市及び各保健福祉事務所へ事前協議の申出が必要です。

令和6年度は、次により病床整備に関する事前協議を行いますのでお知らせします。

1 対象とする保健医療圏、病床数及び公募条件

令和6年4月1日現在の療養病床及び一般病床の既存病床数（昨年度までの事前協議承認分等を含む。）又は精神病床の既存病床数が、神奈川県保健医療計画に定めた基準病床数を下回り、かつ、神奈川県保健医療計画推進会議等で必要性が認められた、次の二次保健医療圏及び病床数が対象となります。

なお、公募条件は別紙のとおりです。

二次保健医療圏名	市区町村	病床区分	病床数
横 浜	横浜市	療養病床及び一般病床	471
湘南東部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	療養病床及び一般病床	133

2 申出資格

- ・ 病院の開設または病院の病床数の増加を予定する者
- ・ 診療所の病床の設置または診療所の病床数の増加を予定する者

3 審査の視点

- ・ 関係法令に抵触していないこと
- ・ 神奈川県保健医療計画との整合性があること
- ・ 病院等の開設等の計画に確実性があること

4 申出要件

次の要件を満たす場合に限るものとする。

ア 法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出期限

開設等に当たり工事を伴わない場合においては原則として申出の翌年11月30日までに、工事を伴う場合においては次に定める期間内に、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に提出することができる場合

(ア) 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内

(イ) 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内

(ウ) 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日

(エ) 前3号に関わらず、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間

イ 基準病床を超える病床種別の病床の取扱い

協議の申出対象医療機関が既設で、当該医療機関が各医療圏における過剰な（既存病床数が基準病床数を超える）病床種別の病床を有する場合において、当該病床を、本協議により認められる病床数と同数削減することができる場合。ただし、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で必要と認めた場合はこの限りでない。

5 申出期限

令和6年11月29日（金）

6 スケジュール

令和6年10月7日～令和6年11月29日まで 病院開設等の申出受付
令和7年1月～2月 地域医療構想調整会議（地域保健医療福祉推進会議）
市保健医療協議会等の意見聴取
令和7年2月下旬～3月 県保健医療計画推進会議の意見聴取
県医療審議会への報告
申出者への結果通知

7 事前協議書の様式

別紙様式のとおり

8 問合せ先及び事前協議書提出先

- ・ 別紙のとおり公募要件を設けていますので、あらかじめご確認ください。
- ・ 詳しくは、次の開設予定場所を所管する窓口にお問合せください。

二次保健医療圏名	保健所設置市
横 浜	横浜市医療局地域医療部地域医療課（横浜市） 電話 045-671-2972（直）
湘南東部	藤沢市保健所地域保健課（藤沢市） 電話 0466-50-3592
	茅ヶ崎市保健所地域保健課（茅ヶ崎市、寒川町） 電話 0467-85-1171（代）地域保健課

（参考）事前協議の予告

令和7年度の事前協議について、次のとおり予告する

(1) 予告する保健医療圏及び病床数

予 告 対 象 保 健 医 療 圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C(B-A)	事 前 協 議 病 床 数
川崎北部	4,279	4,113	▲166	(※166)
相模原	6,389	5,910	▲479	(※91)
計	10,668	10,023	▲645	(※257)

※令和6年度の事前協議の案内とあわせて、令和7年度に事前協議を実施することを予告する。

※病床機能などの公簿案件の詳細は令和7年度3月頃に、公募病床数は令和7年4月1日時点の既存病床数の調査結果踏まえ、令和7年7月頃に確定する。

(2) スケジュール 【川崎北部、相模原】

令和7年7月頃	公募する病床数の確定値を公表
令和7年8月頃～10月頃	病院開設等の申出受付
令和8年1月～2月	地域医療構想調整会議（地域保健医療福祉推進会議）、市保健医療協議会等の意見聴取
令和8年2月下旬～3月	県保健医療計画推進会議の意見聴取 県医療審議会への報告 申出者への結果通知

(別添)

[別紙様式] (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

年 月 日

* 神奈川県知事 殿

住所
開設予定者等
氏名

病 院 等 開 設 等 事 前 協 議 書

- 1 病院等の開設等の目的
- 2 名称
- 3 病院等の開設等の場所
- 4 病院等の開設等予定年月日
- 5 病床の種別及び病床数
- 6 診療を行おうとする科目
- 7 医療従事者の概要
- 8 計画敷地周辺の見取図
- 9 計画敷地の面積及び平面図（都市計画区域、用途地域の別等を含む。）
- 10 計画建物の構造概要及び平面図（各室の用途、患者収容定員を示すこと。）
- 11 資金計画等（開設後2年間の事業計画及び収支予算書）
- 12 周辺環境の諸対策
- 13 病床の利用状況（入院患者数、病床利用率等を記載）
- 14 基準病床を超える病床種別の取扱いにおける削減する病床の状況（急性期病棟として使用、認知症病床として使用等、現在の状況を記載）

[添付書類]

- ① 開設予定者等が、医師又は歯科医師であるときは免許証の写し及び履歴書、その他の者（法人を除く。）であるときは履歴書
- ② 土地又は建物の登記事項証明書
- ③ その他事前協議に要すると認められる書類

* ただし、開設予定場所が横浜市にあっては横浜市長、川崎市にあっては川崎市長、相模原市にあっては相模原市長、藤沢市にあっては藤沢市長、茅ヶ崎市にあっては茅ヶ崎市長、寒川町にあっては寒川町長あて

(注) 開設予定者等が法人であるときは、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者氏名を各々記載するものとする。